

山口県報

平成19年
3月13日
(火曜日)

目 次

規則

知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

市町村の廃置分合等取扱規則の一部を改正する規則(市町課)……………一

山口県立美術館規則(文化振興課)……………一

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………四

山口県農業試験場研究規則を廃止する規則(農業振興課)……………四

山口県農業試験場徳佐寒冷地分場寒冷地農業研修生規則を廃止する規則(農業振興課)……………四

山口県大島柑きつ試験場柑きつ研修生規則を廃止する規則(農業振興課)……………四

山口県家畜精液譲渡規則の一部を改正する規則(畜産振興課)……………四

山口県畜産試験場肉用種雄牛産肉能力直接検定規則の一部を改正する規則(畜産振興課)……………五

山口県種畜及び種卵譲渡規則の一部を改正する規則(畜産振興課)……………五



知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十号

知事の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務の代理に関する規則(昭和五十一年山口県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

「事務吏員は」を「職員は」に、「又は局長たる事務吏員」を「である職員」に改め、「総務部」の下に、「総合政策部」を加え、「総合政策局」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

市町村の廃置分合等取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十一号

市町村の廃置分合等取扱規則の一部を改正する規則

市町村の廃置分合等取扱規則(昭和三十七年山口県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号を削る。

第六条を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県立美術館規則をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十二号

山口県立美術館規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県立美術館条例(昭和五十四年山口県条例第二号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、美術館の管理について必要な事項を定めるものとする。

(開館日)

第二条 美術館は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一 月曜日(月曜日が五月三日又は五月四日に当たるときは、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(憲法

記念日及びみどりの日を除く。()に当たるときは、その翌日とする。()

二 十二月二十八日から翌年の一月三日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(開館時間)

第三条 美術館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(使用の許可の対象となる施設)

第四条 条例第六条に規定する美術館の施設のうち規則で定めるものは、山口県立美術館にあつては第一企画展示室、第二企画展示室及び講座室とし、山口県立秋美術館・浦上記念館にあつては企画展示室及び講座室とする。

(施設の使用の許可の申請)

第五条 条例第六条の規定に基づき、施設の使用の許可を受けようとする者は、山口県立美術館施設使用許可申請書(別記第一号様式)を知事に提出しなければならない。

(施設の使用の許可)

第六条 知事は、前条の山口県立美術館施設使用許可申請書の提出があつた場合において、施設の使用を許可すべきものと認めるときは、当該山口県立美術館施設使用許可申請書を提出した者に対して使用許可書を交付するものとする。

(収集美術品等の利用の許可の申請)

第七条 条例第六条の規定に基づき、収集美術品等を熟覧し、模写し、模造し、又は撮影しようとする者は、山口県立美術館収集美術品等利用許可申請書(別記第二号様式)に、寄託された収集美術品等又は著作権が存続している収集美術品等を模写し、模造し、又は撮影しようとする場合にあつては寄託者又は著作権者の同意書を添えて知事に提出しなければならない。

(収集美術品等の利用の許可)

第八条 知事は、前条の山口県立美術館収集美術品等利用許可申請書の提出があつた場合において、熟覧、模写、模造又は撮影を許可すべきものと認めるときは、当該山口県立美術館収集美術品等利用許可申請書を提出した者に対して利用許可書を交付するものとする。

(遵守事項)

第九条 美術館を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守し、美術館の設置の目的に沿つて、これを使用しなければならない。

一 美術館の施設若しくは設備若しくは収集美術品等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が美術館の管理のため必要があると認めて定めたる事項

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 5 条関係)

山口県立美術館施設使用許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり美術館の施設の使用の許可を受けたいので、山口県立美術館条例第 6 条の規定により申請します。

記

使用目的	
使用施設	
使用日時	年 月 日 時 分から 分まで
使用者内訳	責任者氏名 使用者数又は 推定入場者数
展示品の種類 及び点数	
使用教材	
使用機材器具	
入場料徴収の有無及びその金額	
徴収する	区分 小・中 高・大 一般
徴収しない	個人 円 団体 円 その他参考 となるべき 事項

注 申請者の住所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地又はその代表者の住所並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第 2 号様式 (第 7 条関係)

山口県立美術館収集美術品等利用許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり収集美術品等の^{熟覧}模写の許可を受けたいので、山口県立美術館条例第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

利用目的			
収集美術品等	名 称 制作者の氏名		
利用日時	年 月 日 時 分から 分まで		
利用方法	1 熟覧 2 模写 3 模造 4 撮影		
利用内訳	区分	学 術 研 究	そ の 他
	熟覧	模 写 ・ 模 造	点 数
その他参考となるべき事項	模 写	モノクローム	点
	撮 影	カ ラ ー	点

添付書類

寄託された収集美術品等又は著作権が存続している収集美術品等を模写し、模造し、又は撮影しようとする場合にあっては、寄託者又は著作権者の同意書

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地又はその代表者の住所並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 「利用方法」欄は、該当するものの番号を で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十三号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山口県福祉のまちづくり条例施行規則（平成九年山口県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表十四の項第二号イ及び同号ホ⁽⁸⁾中「盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十四号

山口県農業試験場研究生規則を廃止する規則

山口県農業試験場研究生規則（昭和三十九年山口県規則第三十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県農業試験場徳佐寒冷地分場寒冷地農業研修生規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十五号

山口県農業試験場徳佐寒冷地分場寒冷地農業研修生規則を廃止する規則

山口県農業試験場徳佐寒冷地分場寒冷地農業研修生規則（昭和三十九年山口県規則第三十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県大島柑きつ試験場柑きつ研修生規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十六号

山口県大島柑きつ試験場柑きつ研修生規則を廃止する規則

山口県大島柑きつ試験場柑きつ研修生規則（昭和三十九年山口県規則第四十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県家畜精液譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十七号

山口県家畜精液譲渡規則の一部を改正する規則

山口県家畜精液譲渡規則（昭和四十一年山口県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「山口県畜産試験場」を「山口県農林総合技術センター」に改める。

第二条の表、第三条及び第五条中「山口県畜産試験場長」を「山口県農林総合技術センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県畜産試験場肉用種雄牛産肉能力直接検定期則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十八号

山口県畜産試験場肉用種雄牛産肉能力直接検定期則の一部を改正する規則

山口県畜産試験場肉用種雄牛産肉能力直接検定期則(昭和四十五年山口県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

山口県肉用種雄牛産肉能力直接検定期則

第一条中、「山口県畜産試験場(以下「試験場」を「山口県農林総合技術センター(以下「農林総合技術センター」に改める。

第四条中、「山口県畜産試験場長(以下「場長」を「山口県農林総合技術センター所長(以下「所長」に改める。

第五条中「場長」を「所長」に改める。

第六条中「場長」を「所長」に、「試験場」を「農林総合技術センター」に改める。

第七条中「場長」を「所長」に、「一」を「い」に改める。

第八条、第九条第一項及び第十條中「場長」を「所長」に改める。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とする。

別記第一号様式中「山口県畜産試験場長(殿)を「山口県農林総合技術センター所長(様)」に、「山口県畜産試験場肉用種雄牛産肉能力直接検定期則」を「山口県肉用種雄牛産肉能力直接検定期則」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県種畜及び種卵譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十九号

山口県種畜及び種卵譲渡規則の一部を改正する規則

山口県種畜及び種卵譲渡規則(昭和三十九年山口県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「山口県畜産試験場(以下「試験場」を「山口県農林総合技術センター(以下「農林総合技術センター」に改める。

第二条中「試験場」を「農林総合技術センター」に改める。

第三条中「山口県畜産試験場長(以下「場長」を「山口県農林総合技術センター所長(以下「所長」に改める。

第四条、第五条、第六条第一項、第七条第一項並びに第九条から第十一条までの規定中「場長」を「所長」に改める。

別記様式中「山口県畜産試験場長(殿)を「山口県農林総合技術センター所長(様)」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月十三日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月
金二千七百円（送料共）